

議第43号

高島市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

高島市長 福井正明

高島市税条例の一部を改正する条例

高島市税条例（平成17年高島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「および扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イおよびウ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オおよびカ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「認められるもの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

付則第5条第1項中「および扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第10条の2第18項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋および構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1と

する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第2項および第36条の3の3第1項の改正規定ならびに付則第5条第1項の改正規定ならびに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 付則第10条の2第18項の改正規定ならびに付則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (3) 付則第10条の2第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定（第17項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の高島市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金または金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の高島市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金または金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分（第34条の7および付則第6条の改正規定を除く。）は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋および構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋および構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋および構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋

および構築物を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第10条の2第19項の規定は、令和3年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械および装置、工具、器具および備品ならびに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋および構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例付則第10条の2第19項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。